

2017年12月14日

契約認定機関 御中
契約認証機関 御中

〔JFSM通知文書〕 JFS-C認証スキーム文書第2.2版に対する追加要求事項

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「協会」）の活動にご支援ご協力賜り有り難うございます。

さて、JFSMは、本年9月25日、Global Food Safety Initiative (GFSI)に対してJFS-C規格・認証スキーム（カテゴリ：EIV）についての承認申請を行い、11月10日にGFSIとの間でベンチマーキングのための契約を締結しました。これに基づき、来年3月までにGFSIによる書類審査及び事務所審査を受ける予定となっております。

この審査に向け、今般、協会にて有識者を交えてGFSIによる要求事項とJFS-C認証スキーム文書との自己評価を行いました。その結果、GFSIによる要求事項により適格に対応するため、貴機関において、下記5点の追加的要求事項へのご対応をお願いしたく存じます。

なお、本来であれば、これらの追加的要求事項はスキーム文書等を改定して対応すべきものですが、GFSIによる承認審査が完了するまでの間、JFS-C認証スキーム文書等の改定ができないこととなっております。そのため、この通知文書によりご対応をお願いしたいと考えております。

また、これらの追加的要求事項につきましては、スキーム委員会にて審査し、12月13日の理事会にて承認されており、JFS-C認証スキーム文書の改定はGFSI承認後を予定しております。

何卒ご対応賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1 認定範囲の公表について

GFSIのBenchmarking Requirement Ver7.1 (BR)は、認証プログラムオーナー (CPO) に対し、認証機関が認定範囲に関する情報を閲覧可能な状態にしておくことを確実に要求しております (BR Part II 2.2.5)。

この点、JFS-C 認証スキーム文書 4.2.5 の 2) は、認証機関に対し、認定範囲（スキーム文書のバージョン及び製品カテゴリ）の公表を要求しておりますが、公表の方法については、各認証機関にお任せしておりました。

これを広く閲覧可能な状態にするため、各認証機関のウェブサイトにおいて、認定範囲（スキーム文書のバージョン及び製品カテゴリ）を **2018 年 2 月末までに**公表していただけますようお願いいたします。

2 審査員の力量維持について

GFSI は、認証機関の各審査員が、年間 5 件以上の GFSI 承認スキームによる審査を実施するとともに、そのうち最低 1 件は JFS-C 認証スキームによる審査であることを確実にするよう要求しております（BR Part II 2.3.4.1）。

この点、JFS-C 認証スキーム文書は、年間 5 件以上の GFSI 承認スキームによる審査の実施のみを要求しており、年間で最低 1 件の JFS-C 認証スキームによる審査の実施を要求していませんでした。

つきましては、各審査員において、年間最低 1 件の JFS-C 認証スキームによる審査を実施していただけますようお願いいたします。

なお、現状の認証組織数に鑑み、この要求事項を満たせない認証機関が出る可能性があることから、年間最低 1 件の審査を実施できない場合には、当スキームに関する最新の知識を維持するため、再教育研修を実施する仕組みを構築していただきたくお願いいたします。本内容は BRv7.1 に対応した追加要求事項のため、2017 年 10 月 23 日付の『JFS-C 規格及び JFS-C 認証スキーム文書改定への対応について（JFSM_2017_C01N03）』に定めた期限に準じて、**2018 年 10 月 04 日までに**ご対応をお願いいたします。

3 審査の事前通知の有無についての審査報告書への記載について

GFSI は、審査報告書の中に、組織に対する事前通知を行った審査であったか否かを明記するよう要求しております（BR Part II 2.5.5）。

この点、JFS-C 認証スキームでは、各認証機関において、事前通知の有無を JFS-C 認証データベースに入力していただいておりますが、審査報告書への記載までは要求していませんでした。

つきましては、審査報告書に、審査の事前通知の有無を記載できるよう様式を変更する等、**2018 年 2 月末までに**ご対応をお願いいたします。なお、既に発行した審査報告書を修正して再発行していただく必要はございません。

4 付属書2 審査工数算定方法への基準となる実工数の明記について

GFSI は、最少の審査工数及びその根拠を明確に定義すること、及び、加工製品の製造業者については、最低2日を審査工数の典型例として要求しております。(BR Part II 2.5.7)

この点、JFS-C 認証スキームでは、付属書2 2.1項において、計算式は、適正製造規範(GMP)の審査工数については考慮されていないため、適切な工数を算定して追加することを要求していますが、実工数は、明示していませんでした。

つきましては、GMPの審査については、適切な工数(最低0.5人日以上)を算定して追加することを 2018年2月末までにご対応をお願いいたします。

5 組織による不適合への対応期限について

GFSI は、CPO に対して、認証機関が組織に対して不適合の指摘をした際に、組織がその不適合に対応する期限を定めることを要求しております (BR Part II 2.7.2.2)。

この点、JFS-C 認証スキーム文書4.3.2の2)(2)は、致命的な不適合については、6か月以内に組織が是正処置を完了させるよう対応期限を定めておりますが、重大及び軽微な不適合については定めておりませんでした。

つきましては、他のスキームでの要求内容を鑑み、本スキームにおいても、以下のご対応をお願いいたします。

(1) 重大な不適合については、組織に対して修正処置及び是正処置の早期実施を要請し、原則として30日以内に修正処置及び是正処置完了を確認すること。

(2) 軽微な不適合については、組織に対して原則として30日以内に修正処置(必要な場合、是正処置を含む)を実施するよう要請し、一年後の審査で確認すること。

本内容につきましては、2018年10月04日までにご対応をお願いいたします。

以上